

監査指導課**1 保育所及び保育所を経営する社会福祉法人の指導**

保育所（幼保連携型認定こども園を含む。）の運営が児童福祉法等の趣旨に沿うよう児童福祉施設最低基準検査等を年1回以上実施し、設備の充実、保育内容の向上、入所児の適正な保育について指導監査を実施している。

併せて、社会福祉法人（保育所のみを運営する法人、保育所と併せてその他の第二種社会福祉事業のみを運営する法人）について指導監査を実施している。

2 届出保育施設等の指導

届出保育施設等の運営が児童福祉法の趣旨に沿うよう届出保育施設等指導監督基準に基づき立入調査を実施している。

3 町村社会福祉協議会の指導

町村社会福祉協議会の適正な運営を図るため、社会福祉法第56条第1項に基づき指導監査を実施している。

4 指定介護（予防）サービス事業者等の指導

指定介護（予防）サービス事業者、指定介護療養型医療施設、指定居宅介護支援事業者及び介護老人保健施設等の運営が適正に行われているか、また、利用者本位のサービス提供が行われているか、介護保険法に基づき実地指導を実施している。

5 指定障害福祉サービス事業者等の指導

指定障害福祉サービス事業者等に対し、障害者総合支援法に定める自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項について適正に行われているか、また、利用者本位のサービス提供が行われているか、実地指導を行っている。